

政府首相
93/2009/NĐ-CP 号

ベトナム社会主義共和国
独立—自由—幸福
ハノイ、2009年10月22日

政令

海外非政府組織援助の管理及び使用に関する規定の公布について

政府首相

2001年12月25日政府組織法に基づく
ベトナム計画投資省の大臣の提案に基づく

政令

第1条

本政令に伴って、海外非政府組織援助の管理及び使用に関する規定を公布する。

第2条

本政令は、政府首相に承認された2001年4月26日付政令64/2001/QĐ-TTg号の海外非政府組織援助の管理及び使用に関する規定の公布に代えて、2010年1月1日より施行する。

第3条

計画投資省大臣及び財政省大臣は、本政令の指導、モニタリング及び実施責任を負う。

第4条

中央省庁の大臣、中央省庁と同等の機関の長、政府管轄下にある機関の長、地方省及び中央直轄都市の人民委員会委員長、政治組織の長、社会政治組織、政治社会職業組織及び各関係機関及び関係個人は、この政令を施行する責任を負う。

政府代筆

首相

グエン・タン・ズン

宛先:

- ・ 党中央書記局；
- ・ 首相、各副首相；
- ・ 各省庁、省レベルの機関、政府管轄機関；
- ・ 賄賂防止中央指導委員会事務所；
- ・ 地方省及び中央直轄都市人民委員会、人民評議会；

- 中央執行委員会、各委員会事務所；
- 国家主席事務所；
- 民族議会及び国会各委員会；
- 国会事務所；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家会計院；
- 国家財政監査委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各団体中央機関；
- 政府官房：主任大臣、各副主任、政府ウェブサイト、各局、各部門、関係機関、官報；
- ファイル：文書管理室、国際関係局(5部)290項目

規定

海外非政府組織援助の管理及び使用について

(2009年10月22日付政令93/2009/NĐ - CP号に従い公布)

第1章

総則

第1条 規定の適用範囲

1. 本規定は、海外非政府組織（以下海外 NGO）から受ける援助の管理及び使用を規定する。
本規制で定める海外 NGO 援助とは、ベトナムの発展及び人道的開発目標の実現を後押しするために、ドナーより無償または非営利で提供される支援を意味する。
2. 本規定で定めるドナーとは、海外 NGO その他海外組織及び個人(外国資本を有する団体及び企業を含む)、ベトナムの法律を尊重・遵守し、ベトナムに対して善意を持ち、ベトナムの経済・社会の発展及び人道的な目的の実現を支援するために直接無償援助を提供する海外定住のベトナム人コミュニティも含む。
3. 海外 NGO 援助の形態は、以下の通りである。
 - a) プログラム、プロジェクトを通じた援助
 - b) 緊急援助を含むプロジェクトやプログラムを介さない援助（以下ノン・プロジェクト援助）
4. 援助の適格な受領者（以下、受領者）とは、ベトナムの法律の下に設立された組織で、受託した海外 NGO 援助を目的と内容に沿って実施できる機能や責任を持つ組織である。以下に挙げる組織を指す。
 - a) 党事務所、国会、中央省庁・中央省レベルの機関、政府機関、最高人民裁判所、最高人民検察院、地方省及び中央直轄都市人民委員会。
 - b) ベトナム祖国戦線中央委員会関係機関、ベトナム労働総連盟、ホーチミン共産青年団、ベトナム農民連合、ベトナム退役軍人会、ベトナム婦人連盟、ベトナム法律家協会。
 - c) 首相決定に基づいて設立された協会や連盟に属する組織(ベトナム友好協会連合、ベトナム科学技術協会連合、ベトナム文芸協会連合、ベトナム農協組合連合、ベトナム商工会)。

d) 以下の組織

- ・ 協会の組織や活動、管理に関する 2003 年 7 月 30 日付政府政令 88/2003/ND-CP 号の規定に基づいて設立された協会／連盟。
- ・ 科学技術法における条項施行の詳細に関する 2002 年 10 月 17 日付政府政令 81/2002/ND-CP 号に基づいて設立された自然科学、人文社会科学、技術及び科学技術分野で活動するベトナムの組織。
- ・ 非公共サービス提供者の開発促進政策に関する 2006 年 5 月 25 日付政府政令 53/2006/ND-CP 号に基づいて設立されたベトナムの組織。
- ・ 社会保障センターの設立条件、手続き、組織、活動及び解散に関する 2008 年 5 月 30 日付政府政令 68/2008/ND-CP 号に基づき、国内組織によって設立された社会保障センター。
- ・ 法律カウンセリングに関する 2008 年 7 月 16 日付政府政令 77/2008/ ND-CP 号に基づいて設立された組織。
- ・ 社会的人道的基金に係る組織や活動に関する 2007 年 9 月 25 日付政府政令 148/2007/ND-CP 号に基づいて設立された組織。
- ・ その他の非営利組織

e) 公共財・サービスの生産や供給に関する 2005 年 3 月 11 日付政府政令 31/2005/ND-CP 号で定義された、公共財・サービスの生産や供給を行う(民間企業を含む)経済組織(ただしその組織が生産、供給する公共財・サービスに適した目標や内容をもつ海外 NGO からの援助のみ受けられる)。

その他の組織は、援助受領の検討や決定に関して個別に首相から承認を受ける必要がある。

第 2 条 : 海外 NGO 援助の管理及び使用に関する基本原則

1. 政府は、公開性、透明性、明確に定義された責任範囲、地方分権、関係機関間の緊密な調整、及び政府機関・分野別の管理機関・地方その他あらゆるレベルの関係機関による協調を原則として、海外 NGO 援助について国の管理を統一する。
2. 海外 NGO 援助に係る案件形成及び実施の際には、ベトナムの法規、及び本規定第 15 条で定める適切な機関に承認されたドナーとのコミットメントを遵守しなければならない。ドナーの援助規定と条件がベトナムの規定と異なる場合は、ベトナムの規定を遵守しなければならない。
3. 政治的安全性並びに社会的安全性及び秩序、国益、個人や団体の法律上の権利及び利益に悪影響を及ぼす海外 NGO からの援助は受けてはならない。

第 3 条 : 海外 NGO 援助の使用に係る優先分野

1. 海外 NGO 援助は、ベトナムの経済社会の発展及び人道的開発について、その時々
の優先目標の実現を支援するために使用する。主な優先分野は以下のとおり。
 - a) 農業・農村開発(農業、灌漑、林業、水産を含む)及び貧困削減
 - b) 社会インフラの開発(医療、教育訓練、労働、職業、人口)
 - c) 環境保護や天然資源管理、自然災害防止・削減、疾病
 - d) 体制、管理、技術の向上や人的資源の能力向上、技術移転、研究・実施能力の向上
 - e) 人道的活動
2. その他の分野において海外 NGO 援助を受けるには、個別に首相からの承認を受けなければ
ならない。

第4条 専門用語の説明

本決定で使用される専門用語は、以下のように定義する。

1. 「プログラム」とは、中長期あるいは複数のフェーズに渡り、一つまたは複数の分野、
テーマ、地域、組織と関連を持ちながら、様々なソースから調達したリソースを用い、多
様なタイミングで、複数の手法を導入しながら、一つまたは複数の目標を達成するために
相互に関連させて実施する活動やプロジェクトの集合である。
2. 「プロジェクト」とは、一つまたは複数の目標を達成することを目的として、特定の
地域において、決められた期間に、あらかじめ明確にしてあるリソースを活用し、相互に
関係する活動の集合である。プロジェクトには主に二形態あり、一つは投資プロジェクト、
もう一つは技術支援プロジェクトである。
3. 「投資プロジェクト」とは、一定の期間で製品・サービスの量的増加や品質の維持、
改善のために、特定の施設を構築、拡大、改善するプロジェクトである。
4. 「技術支援プロジェクト」とは、能力強化や制度構築の支援、専門家の派遣、育成、
設備・資料の提供、調査団派遣、ワークショップ主催などの活動を通じて、プログラム、
プロジェクトの準備や実施に必要な技術を投入することを目的とするプロジェクトである。
5. 「プログラム、プロジェクト文書」とは、特定のプログラムまたはプロジェクトにつ
いて、特に目的、期待される成果、使用されるリソース、実施期間、実施計画、関係機関
の義務や権利、責任を明記した上で、援助の受け手とドナー双方のコミットメントを正式
に公表する資料である。
6. 「ノン・プロジェクト援助」とは、プログラムやプロジェクトの形態をとらず、物資、
資金、または専門性(ボランティア専門家を含む)を提供する援助である。
7. 「緊急援助」とは、(天災、それ以外の災害など)緊急事態の直後、あるいは緊急事態
が終了してから最大3ヶ月間までに、緊急に実施されるノン・プロジェクト援助である。
この期間終了後もこの援助を継続する場合、緊急後の災害復興援助と見なすため、海外
NGO 援助に関する通常の承認プロセスや手続きに基づいて実施する。
8. 「海外 NGO 援助」とは、プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト援助(緊急

援助を含む)である。

9. 「海外 NGO 援助に係る承認機関」

a) 党中央機関、国会管轄機関、中央省庁、中央省庁レベルの機関、政府管轄機関、最高人民裁判所、最高人民検察庁、地方省及び中央直轄都市の人民委員会、本規定第1条4項のb)およびc)に挙げた組織の中央機関とする。

b) ベトナム祖国戦線中央委員会（受益者を特定しない緊急援助）

10. 本規定における「管轄機関」とは、

a) 本条9項a)に挙げる機関とする。

b) 本規定第1条4項のd)とe)で挙げた組織を直接管理する責任を持つ機関とする。

11. 「海外 NGO 援助実施機関」とは、海外 NGO 援助を直接受領、管理、実施することについて、しかるべき機関より承認を受けた組織である。

12. 「海外 NGO 援助に係る覚書」とは、次の援助の承認と受領手続きの実施に基づいて、海外 NGO 援助について援助の受領者とドナーの代表者の間で最初に取り交わす（ただし法的拘束力はない）協力内容を記録した文書であり、その後承認手続きを進め、援助を受領受ける上での基礎となるものである。

13. 「海外 NGO 援助に係る合意文書」とは、プロジェクトの関係機関に対して法的拘束力のある一般規定や責務・条件を明記した文書である。こうした性質から、ドナーは、プログラムまたはプロジェクト文書への署名に代えて、本文書への正式署名を求めても良い。

14. 「カウンターパート資金」とは、援助の目的に沿って、海外 NGO から援助を受けた活動を準備・実施する支援を行うために、ベトナム側より提供される各種資源（資金、物資、人材）である。以下の内容が含まれる：

a) プログラム及びプロジェクトのためのカウンターパート資金：プログラムやプロジェクトの性質に応じて、カウンターパート資金は以下の項目の全部に用いられる。

- ・ 海外 NGO 援助によるプログラムまたはプロジェクトの形成
- ・ 海外 NGO 援助によるプログラムまたはプロジェクトの開始及び実施

b) ノン・プロジェクト援助のためのカウンターパート資金：ノン・プロジェクト援助の性質に応じて、カウンターパート資金は以下の項目の全部または一部に用いられる。

- ・ 設備の受入れや国内輸送に係る経費
- ・ 入札やオークションの実施に係る経費

第2章

海外 NGO 援助の調達、交渉及び締結

第5条 海外 NGO 援助の調達

海外 NGO 援助は、以下の要領で実施する。

1. 開発目標の達成を支援するために海外 NGO 援助を調達する場合は、社会経済開発に

係る具体的なニーズや公共投資プログラム、あるいは国家、中央省庁および地方省が有する特定の期間の対外支援誘致及び活用に係る方向性や計画に基づいて行う。

2. 人道的援助に係る目標の達成を支援するために海外 NGO 援助を調達する場合は、特定の期間の社会状況や受領者の実際のニーズに基づいて行う。

3. 緊急援助への支援の調達は、天災や他の災害により被害を受けた地域や地方が受けた、人、財産、建物の災害の程度に応じて行う。また、外務省は各関係機関と協力し、政府首相が国際コミュニティに向けて、どの程度の緊急支援を求めるかを決定するための提案書を準備・提出する。(本規定で定義されるドナーも含む)。

第6条 海外 NGO 援助に関する交渉及び締結

海外 NGO 援助に係る交渉及び締結は、以下の手順で実施する。

1. 海外 NGO 援助を認可する機関は、交渉の、海外援助の調達を担当する機関に交渉を委任する。

2. 本規定の第 15 条に定義されている通り、プログラムまたはプロジェクト文書、海外 NGO 援助に係る合意文書を締結するためには、まずベトナムの管轄機関によって、プログラムやプロジェクト文書または海外 NGO 援助に係る合意文書のドラフトに対し、ベトナムの当該機関からの承認を受けなければならない。承認された後、管轄機関は正式にドナーに対して文書で承認を通知し、海外 NGO 援助に係るプログラム、プロジェクト文書や契約を締結する。

第三章

海外 NGO 援助の準備、審査、認可

第7条 プログラム、プロジェクト文書又はノン・プロジェクト援助書類の準備と作成

1. 管轄機関の任務

管轄機関は、海外 NGO 援助の実施機関からの提案に基づき、プログラム、プロジェクト文書又はノン・プロジェクト文書の作成を指導する直属の機関を任命する。または、海外 NGO 援助準備委員会を設立し、海外 NGO 援助準備委員会に関する事業規程の他、同委員会に必要な文書を承認する。

2. 海外 NGO 援助オーナーの任務

a) プログラム、プロジェクト文書及び(又は)ノン・プロジェクト援助書類を準備するために国内機関とドナーが協力するための窓口となり、プログラム、プロジェクト文書及びノン・プロジェクト援助書類の作成スケジュールや品質、その内容を保証すること。

b) プログラム、プロジェクト文書及びノン・プロジェクト援助書類の準備に必要なリソースを調達すること。

c) プログラム、プロジェクトの準備計画を作成して管轄機関に提示し、認可を得ること。

d) 必要に応じて、管轄機関に対し、海外 NGO 援助準備委員会の設立を提案したり、海外 NGO 援助準備委員会の事業組織規定のドラフトを作成・提出したり、その他必要な書類について提言すること。

第 8 条 海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトの準備資金

1. 国家（中央及び地方）予算の歳入と見なされる海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトの場合、管轄機関は当該部門や地方の個々の予算計画に盛り込むために、国家予算に関する法律規定に従って準備資金計画を作成する。

2. 国家（中央及び地方）予算の歳入に属さない海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトの場合、海外 NGO 援助オーナーは、現行の各規定にしたがってプログラム、プロジェクト準備金を均等に配分する。

3. ドナーがプログラム、プロジェクトを準備するのに財政的な支援を提供する場合、海外 NGO 援助オーナーは、プログラム、プロジェクト準備資金をすべて海外 NGO 援助の中に盛り込む。

第 9 条 プログラム、プロジェクト文書及びノン・プロジェクト文書の主な内容

1. 海外 NGO 援助のプログラム、プロジェクト文書は、主に以下の内容を含まなければならない。

a) 海外 NGO 援助受益機関（the FNG aid beneficiary）（機関、部門、分野、地方）の長期開発計画あるいは計画中のプログラム、プロジェクトの経緯と必要性。特にプログラム、プロジェクトの支援により解決されるべき諸問題を明記。

b) プログラム、プロジェクトの長期目標（もしあれば）及び短期目標。

c) プログラム、プロジェクトの主な成果及びその測定指標。

d) プロジェクトの構成かプログラムの構成内容についての詳細と（もしあれば）、プログラム、プロジェクトの主な活動内容。

e) プログラム、プロジェクトの実施期間とその活動場所。

f) ドナーの援助金に対するコミットメント、前提条件及び他の条件。プログラム、プロジェクトを実施する受領者の義務とコミットメント。

g) 主な項目（国内外の専門家、国内外の研修、国内外調達の設定、資材、（もしあれば）

プログラム、プロジェクトの活動実施にかかる各資金、管理費その他の費用) に基づく援助にかかる総額とその体制。

h) 国内対応資金（活動予算）及び保証先。

i) プログラム、プロジェクトを組織、管理、実施するための海外 NGO 援助オーナー（プログラム、プロジェクトの実施者）やプログラム下の構成プロジェクト実施機関の実施能力。

j) プログラム、プロジェクトの組織、管理及び実施方法。

k) 規定の基準による活動別の資金配分を含む、プログラム、プロジェクト総合計画と初年度実施詳細計画。

l) （もしあれば）プログラム、プロジェクトの資金やその他の資金源による）のモニタリング、評価及び監査計画。

m) プログラム、プロジェクト終了後に期待されるインパクトや持続的な成果の活用計画。

2. 海外 NGO 援助を用いた投資プロジェクトに関しては、プロジェクト文書は海外 NGO 援助の使用理由を明記すると共に、投資建設過程の管理に関する現行のベトナムの法規に従って作成しなければならない。

3. ノン・プロジェクト援助書類は、以下のように構成しなければならない。

a) 首相の認可権に属すノン・プロジェクト援助金に対する海外 NGO 援助認可機関によるか、あるいは海外 NGO 援助認可機関の認可権に属すノン・プロジェクト援助に対する管轄機関又は海外 NGO 援助オーナー（管轄機関が直接管理する場合）により作成された認可申請文書。本文書には以下の主要な内容が記入。

- ・ ノン・プロジェクト援助金額
- ・ 海外 NGO 援助受益機関の具体的なニーズと長期的開発の方向性、計画に関するノン・プロジェクト援助金の妥当性
- ・ 実施プロセスにおける実施方法と協力体制の実行可能性
- ・ ベトナム側からの寄付の可能性。特にノン・プロジェクト援助の受入れと使用に係る国内対応資金（活動予算）。

b) ノン・プロジェクト援助金の配分を検討するためにドナーが記載したノン・プロジェクト援助提供に係る通知かコミットメント。中古品の場合、ドナーはその商品価値が新規時の 80%以上の価値が残っていることを証明する文書を添付しなければならない。

c) ドナーの援助金に関するコミットメント、前提条件及びその他の条件。受領者の義務とコミットメントを記載したドナーとの覚書。

第 10 条：海外 NGO 援助のプログラム、プロジェクトの審査

1. 海外 NGO 援助のプログラム、プロジェクト文書又は海外 NGO 援助契約は、援助の認可、締結及び実施に先立って審査されなければならない。

2. 本規定第 15 条第 1 項 a) で定める首相の認可権に属す海外 NGO 援助のプログラム、プロジェクトについて、計画投資省は審査主宰機関となる。

3. 本規制第 15 条第 1 項 b) 及び c) で規定する、海外 NGO 援助金を承認する権限を持つ機関の長が審査権を合わせて持つ海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトについて、認可権限を持つ機関は審査主宰機関となるか、あるいは所属の専門機関に審査の主宰を委託する。

4. 審査主宰機関は、プログラム、プロジェクトの審査をサポートするために、中央及び地方の専門機関か、独自のコンサルタント組織やコンサルタントを招請することができる。

5. 審査プロセスにおいて、審査主宰機関は以下の内容を明確にしなければならない。

a) プログラムまたはプロジェクトの裨益者となる省庁、分野、地方、機関の開発目標に対するプログラム、プロジェクト目標の妥当性。

b) 実施方法の実行可能性。

c) ベトナム側の資金投入。

d) プログラム、プロジェクトの主要な項目に対するプログラム、プロジェクト予算配分の合理性。

e) ドナーの援助に対するコミットメント、前提条件及び他の条件（もしあれば）。プログラム、プロジェクト実施のための受領者の義務とコミットメント。

f) ドナーの活動登録又は法人格に関する情報。

g) プログラム、プロジェクト終了後に期待されるインパクト、及び持続的なプロジェクト成果の活用計画。

h) 両者の合意事項及び意見の不一致。

審査主宰機関は、関連機関の意見をまとめて審査報告書を作成し、プログラム、プロジェクト文書を認可する資格授与機関に提示する。必要な場合には、プログラム、プロジェクト書類認可決定のドラフトを審査報告書に添付しなければならない。

6. 審査に参加する関連機関は、海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトの内容について自己管理責任の範囲に関し法律的な責任を負う。

第 11 条：ノン・プロジェクト援助審査

1. 援助の締結及び受入れのための基礎として、ノン・プロジェクト援助書類に対し関連機関や地方から意見を収集し、本規定第 15 条で定める資格授与機関に提示しなければならない。

2. 関連機関の間で意見が異なる場合、ノン・プロジェクト援助書類は、援助の認可、援助の契約締結及び実施のための基礎として、資格授与機関により審査されなければならない。

a) 本規定第 15 条第 1 項 a) で定める、首相の認可権に属すノン・プロジェクト援助について、計画投資省は、審査主宰機関となる。

b) 本規定第 15 条第 1 項 b) 及び c) で定める、海外 NGO 援助を承認する認可機関長の審査権に属すノン・プロジェクト援助について、認可権限を有す機関は審査主宰機関となるか、あるいは所属の専門機関に審査主宰を委託する。

c) 審査主宰機関は、審査をサポートする中央や地方の専門機関、コンサルタント機関及び独立したコンサルタント専門家を招請することができる。

d) 審査過程において、審査主宰機関は以下の各内容を明確にしなければならない。

- ・ ノン・プロジェクト援助受益機関（機関、部門、分野、地方）の具体的な長期開発目標、計画、特定のニーズに対するノン・プロジェクト援助の妥当性。

- ・ プログラム、プロジェクト終了後に期待されるインパクト、及び持続的なプロジェクト成果の活用計画。

- ・ ベトナム側の寄付可能性。特にノン・プロジェクト援助の受入れと使用のための国内対応資金（活動予算）。

- ・ ドナーのノン・プロジェクト援助に対するコミットメント、前提条件及び他の条件

(もしあれば)。ノン・プロジェクト援助を実施する受領者の義務及びコミットメント。

- ・ ドナーの活動登録又は法人格に関する情報。
- ・ 両者の合意事項及び意見の不一致。

各当事者間で合意した意見又は異議は、審査報告書に反映されなければならない。

審査主宰機関は、関連機関の意見をまとめて審査報告書を作成し、ノン・プロジェクト援助書類の内容を資格授与機関に提示する。必要に応じて、ノン・プロジェクト書類認可決定の草案を審査報告書に添付しなければならない。

e) 審査に参加する関連機関は、自己管理責任の範囲に関するノン・プロジェクト援助審査の内容について法律的な責任を負う。

第 12 条：海外 NGO 援助の審査書類及びその報告書

1. 審査書類は、以下の通りである。

a) 以下の認可申請のための文書の提出先

- ・ 首相の認可権に属す海外 NGO 援助の場合：海外 NGO 援助認可機関
- ・ 海外 NGO 援助認可機関の認可権に属す海外 NGO 援助の場合：管轄機関、又は海外 NGO 援助オーナー（管轄機関が直接管理する場合）。

b) NGO 援助の詳細についてドナーが記入した文書と、その海外 NGO 援助の提供に関する通知又はコミットメント。

c) （ベトナム語版及び海外語版）ノン・プロジェクト援助プログラム、プロジェクト文書、資金リストの草案及び特定の海外 NGO 援助契約草案（今後プログラム、プロジェクト文書の代わりに締結するために求められる場合）。

d) 海外 NGO 援助の関連機関のコメントに関するすべての文書。

本規定第 15 条に基づいて、省庁、分野、地方に関連する海外 NGO 援助については、審査書類の一部として、当該省庁、分野、地方の公式見解を文書で取得しなければならない。

e) ドナーとの覚書及びドナーの要請により作成された審査専門機関の報告書（もしあれば）

f) ドナーの活動登録書の写し 1 部及び又は法人格に関する法的証書の写し 1 部

2. 審査書類は、首相の認可権に属す海外 NGO 援助に対して少なくとも 1 通の原本を含む 8 通作成する。外国語版の書類の場合は、ベトナム語訳を添付しなければならない。

3. 審査報告書の主要な内容：

a) 現行の規定に基づき審査書類の中で挙げられたデータ、論拠、計算、結論及び提案内容の妥当性。

b) 海外 NGO 援助の実行可能性。

c) プログラム、プロジェクトの内容・活動への海外 NGO 援助使用の合理性。

d) 問題点、制限事項、その処理法や対策、処理責任者及び処理期間。

e) 海外 NGO 援助の受入れ及び実施の手続に関する体制、政策、相違性のコミットメント、海外 NGO 援助に対するドナーの各要求及び条件（もしあれば）。

f) 海外 NGO 援助オーナーの実施組織と管理の能力（財政力を含む）。

g) 海外 NGO 援助の受入れ・実施機関への提案。

h) 海外 NGO 援助書類の完了期限。

i) ドナーのベトナム活動登録書及び法人格に関する情報。

上記の主要内容を含む審査結果を、審査報告書に十分に明記しなければならない。

第 13 条：海外 NGO 援助の審査手順及びその期間

1. 計画投資省は、首相の認可権に属す海外 NGO 援助について具体的な審査手順を作成する。

2. 計画投資省は、本規定第 1 条 4 項 b)、c)、d)、e)に規定する各省庁、部門、地方及び組織に適用する審査権限に属す海外 NGO 援助の具体的な審査内容とその手順のガイドラインを、海外 NGO 援助認可機関の規定に基づいて作成する。

3. 海外 NGO 援助に対する審査期間は、適正な書類の受領日から 20 日以内とする。

第 14 条：審査後の海外 NGO 援助書類完成の手順及びその期間

1. 海外 NGO 援助が認可条件を満たす場合、審査主宰機関は、第 15 条で規定する資格授与機関に海外 NGO 援助額を提示しその認可を得る。

2. 海外 NGO 援助が条件を満たさない場合、審査主宰機関は、管轄機関及び海外 NGO 援助オーナーに審査結果報告書を送付し、その中で補足、調整、又は説明を行うべき問題を明確にし、海外 NGO 援助書類の完成期間を具体的に規定する。管轄機関は、審査報告書で規定する期間内に上述の業務を実施するよう海外 NGO 援助団体に指示する。海外 NGO 援助書類に不足があるか、審査報告書に規定する期間内に追加説明が行われない場合、海外 NGO 援助オーナーは、その理由を明確にし、次の適切な措置について合意を行う旨を文書にて管轄機関と審査主宰機関に対して報告しなければならない。

第 15 条：海外 NGO 援助の認可

1. 海外 NGO 援助の認可権限

a) 首相は、以下の内容の認可権限を有す。

- ・ 安全保障、国防、宗教に関連する海外 NGO 援助と、首相及び上級官庁の公布権限に属す法律文書、ガイドライン、政策の制定や全国、各部門、各地方の社会・経済開発計画、企画、戦略の直接支援に関する援助。

- ・ 各段階でベトナムの使用条件やニーズにあった（新品時の 80%以上の価値のある）単純な構造で中古品や設備のリスト。本項 b)及び c)で規定する受入れ認可に基づいて各省庁、部門の最高責任者が作成し、首相に提示する。

- ・ 自動車及び他の運送用機器（航空機、船舶、列車など）の輸入に関する海外 NGO 援助。

b) 国家の各機関・組織の最高責任者や各省・中央直轄都市人民委員長、本規制第 1 条 4 項 a)、b)及び c)に規定する各組織の中央機関の最高責任者は、以下の認可権限を有す。

- ・ 本項 a)に含まれない海外 NGO 援助。

- ・ 本項 a)の第二段落で規定する、首相により認可されたリストに含まれる新品時の 80%以上の価値のある（ドナーが確認文書を保持する）中古で単純な構造の商品。

- ・ 特定の受益者を対象とする緊急援助。

c) 受領者が本規程第 1 条 4 項 d)及び e)で規定する各組織に該当する援助の場合：

- ・ 各省庁や省庁相当機関、政府直轄機関の最高責任者は、事業登記証明書を交付した受入れ対象、又は所管範囲以内の専門分野で事業を行う（組織設立決定に記述される）受入れ対象に対し、援助を認可する。

- ・ 各省・中央直轄市人民委員長は、各省・中央直轄市人民委員会、あるいは各省・中央直轄市人民委員会の各機関により設立を決定されるか、又は事業・経営登記証明書を交付された組織である受領者に対して援助金を認可する。

d) ベトナム祖国戦線中央委員長は、以下の認可権限を有す。

受益者を特定しない緊急援助（ドナーがある特定の地方に対する援助提供を望んでいない）。

2. 海外 NGO 援助の認可手順。

a) 首相の認可権に属す海外 NGO 援助の場合

- ・ 海外 NGO 援助の認可機関は、審査を受けるのに必要な海外 NGO 援助金に関する書類を計画投資省に送付する。

- ・ 計画投資省は、規制に従って海外 NGO 援助金を審査する。

- ・ 計画投資省は、海外 NGO 援助金の受入れに対して首相の認可を得るために首相に提示する。

首相が海外 NGO 援助の受入れ及び実施を認可した後、計画投資省は、本規制第三章、第四章で規定する諸段階を実施するために、海外 NGO 援助認可機関に通知する。

b) 海外 NGO 援助認可機関の最高責任者の権限に属す海外 NGO 援助の場合：認可・実施手順は、現行の法律規定に従うものとする。

3. 管轄機関は、具体的な海外 NGO 援助プログラム、プロジェクト文書か契約書、あるいは割印で押印されたノン・プロジェクト援助書類を原本の海外 NGO 援助認可決定書と本条第 1 項 b)、c)及び d)で規定する海外 NGO 援助認可機関の認可権に属す他の関連書類を添付し、海外 NGO 援助金が認可された日から 10 営業日以内に、計画投資省、財政省及び海外 NGO 事業委員会に対して送付しなければならない。

第 16 条：海外 NGO 援助に属する商品の販売

1. 受領者及びドナーにより本規制 3 条に規定する優先分野の実施を支援するために、販売を目的としてベトナムへの持込が許可された海外 NGO 援助に関係する商品は、本規制第 15 条に規定する海外 NGO 援助の認可と同時に、資格授与機関により決定されなければならない。
2. 上述の商品は、財産競売に関する現行の規制に従って競売されなければならない。

第四章

海外 NGO 援助の実施

第 17 条：海外 NGO 援助実施の特定原則

1. 海外 NGO 援助（緊急援助を除く）は、本規制第 15 条に規定する資格授与機関により認可され、管轄機関によりドナーに文書で正式に通知された場合にのみ実施される。
2. 政府により定められた輸入禁止品目に該当する商品（資材、設備を含む）を受け取ってはならない。必要な場合は、受入れ項目について首相によって決定されなければならない。
3. 未使用・新品の商品に加え、管轄機関は、以下の場合にのみ使用済の商品の受け取りに合意する。（単純な構造の中古品の場合）新規時の 80%以上の価値が残ることを証明するドナーの文書（単純な構造のある中古品に関する具体的なリスト以外の中古品の場合）、あるいは商品の 80%以上の価値が残ることを示すドナーの国の内部で鑑定の権限を持つ組織の文書を取得した場合。これらの商品のレシートがベトナムの資格授与機関により認可された場合にのみ、管轄機関は荷物の引渡しをドナーに通知する。

商品が受け取られるまで、ドナーは確認した商品の品質に対して完全に責任を負わなければならない。

援助目的でベトナムに輸入された際に上記の規定に従わない商品は、規則に基づいて機能機関により処理される。その処理にかかるすべての費用は海外 NGO 援助オーナーが負担する。

4. プログラム、プロジェクトが認可されてから 6 ヶ月以内に、正当な理由なしに事業を一切実施していない場合、本規制第 15 条で規定する資格授与機関は、公布したプログラム、プロジェクト認可決定書を剥奪する決定を行う。管轄機関は、プログラム、プロジェクト

の認可決定書の剥奪についてドナーに通知する責任を負う。

第 18 条：海外 NGO 援助オーナー

(もしあれば構成プロジェクトの団体を含めて) ベトナムの資格授与機関の海外 NGO 援助の認可決定書の中で海外 NGO 援助オーナーを確定しなければならない。

第 19 条：海外 NGO 援助プログラム、プロジェクト管理委員会

1. プログラム、プロジェクトを実施するには、プログラム、プロジェクト管理委員会を組織する必要がある。

2. プログラム、プロジェクト管理委員会は、海外非政府 NGO 援助オーナーの代表であり、海外非政府 NGO 援助オーナーに代わって委託された任務及び権限を実行する。プログラム、プロジェクト管理委員会は、その決定に関して海外非政府 NGO 援助オーナー、管轄機関、海外非政府 NGO 援助認可機関及び法律に対して責任を負う。

3. (管轄機関が直接的に実施を管理し、指示する場合) 海外 NGO 援助オーナー又は管轄機関は、プログラム、プロジェクトが本法第 15 条に規定する資格授与機関により認可されてから 15 日以内に、プログラム、プロジェクト管理委員会設立決定書を交付しなければならない。同決定書では、海外 NGO 援助オーナーまたは管轄機関が、プログラム、プロジェクト管理委員長及びその委員を任命、(もしあればドナーにより推薦された) 共同管理委員長を認可し、プログラム、プロジェクト管理委員会の権限及び任務を規定する。

4. プログラム、プロジェクト管理委員会は、ベトナムの法律や条約下で設立し、営業中の銀行に口座を開くことができる。また、ベトナムの規制や締結したコミットメントに従って実施するために、個別の印鑑を所有する。

5. プログラム、プロジェクト管理委員会は、プログラム、プロジェクトの実施過程で正式かつ規則に沿って活動し取引を行うために本部を設置しなければならない。

6. 計画投資省は、プログラム、プロジェクト管理委員会の組織機構、機能及び任務のガイドラインを発行する。

第 20 条：海外 NGO 援助に対する税

海外 NGO 援助に対する税については、援助金の税に関する現行の規定に従うものとする。

第 21 条：入札及びオークション

海外 NGO 援助金の入札及びオークションは、現行の規定に従うものとする。

第 22 条：海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトの実施過程の調整、改正、補足

1. 首相により認可されたプログラム、プロジェクトの場合、

a) 以下の改正や補足がある場合は、首相に提示しなければならない。

・ 認可されたプログラム、プロジェクトの具体的な目標、管理・実施体制、主な結果及び実施場所の変更を伴う調整、改正、補足、並びに認可されたプロジェクトの完了期間を 12 ヶ月以上超過した実施スケジュールの調整。

・ 海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトが本規制第 15 条第 1 項 a)第三段落に規定する場合の改正や補足。

b) 本条第 1 項 a)に規定するもの以外の改正や補足、海外 NGO 援助認可機関の最高責任者により認可される。

c) 計画投資省は、首相の認可権に属すプログラム、プロジェクトの調整や改正、補足のプロセスや期限を指示する。

2. 海外 NGO 援助認可機関の最高責任者により認可されたプログラム、プロジェクトの場合：

a) プログラム、プロジェクトが第 15 条第 1 項 a)第一、第三段落で規定する調整、改正、補足については、首相に提示し、その内容について検討を受け、認可を得る。

b) 本条第 2 項 a)の規定以外の調整、改正、補足は、海外 NGO 援助認可機関の最高責任者により認可される。

c) 海外 NGO 援助認可機関は、上記の調整、改正、補足に対する基本条件及び共通手順に関する計画投資省のガイドラインを踏まえ、海外 NGO 援助認可機関の認可権に属すプログラム、プロジェクトの調整、改正、補足の手順とその期限を規定する。

第 23 条：建設管理、検収、引渡及び精算

1. 海外 NGO 援助金による投資のプログラム、プロジェクト所属の建築物の技術設計、総予算の審査、認可、建設許可証の発行、工物品質管理、引渡、保証、保険については、関連法律の規定に従うものとする。

2. 技術支援に係る海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトの終了後、プログラム、

プロジェクトの実施管理機関は、検収、評価、検討会議を行い、その結果を発展、活用するために必要な措置を実施する。

3. 海外 NGO 援助の精算は、関連法律の規定に従うものとする。

第五章

海外 NGO 援助実施のモニタリング、評価

第 24 条：海外 NGO 援助実施のモニタリング

海外 NGO 援助実施のモニタリングは、定期的に行い、海外 NGO 援助実施状況に関する全情報を更新し、情報の分類及び分析を行い、管理各レベルの意思決定案を適宜提案して、海外 NGO 援助金が目標、計画のとおりを実施され、品質、効果を保持し、法律の規定及び確定された資源の範囲内で行われることを確保する。

第 25 条：海外 NGO 援助実施の評価

1. 海外 NGO 援助実施の評価は、海外 NGO 援助の実施過程を包括的、系統的、客観的に評価して、その次の各段階に適用する。また、他のプログラム、プロジェクトに適用できる教訓を導き出し、必要な調整の提案を図る。

2. 評価は、定期的且つ（必要に応じて）臨時的に行う。

3. 海外非政府援助プログラム、プロジェクト文書の中で、（海外非政府援助資金源又は国内対応資金（活動予算）による）評価のための実施計画、その方法及び資金を確定する。

第 26 条：海外非政府援助実施のモニタリング、評価の責任

1. プログラム、プロジェクト管理委員会は、以下の責任を負う。

- a) プログラム、プロジェクト実施のモニタリング、評価の詳細計画を作成し、その中で、モニタリング、評価の活動に対する使用資源、実施スケジュール、実施期間、品質目標及び結果受入れ基準を明確にする。プログラム、プロジェクト管理委員会は、プログラム、プロジェクトを開始（認可、締結）してから 3 ヶ月以内に詳細計画を準備しなければならない。

- b) 海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトの情報、データ、資料、帳簿、証書並び

に入札者の報告書、実施管理に関する国家の法律、政策の変更及びドナーの各規定を収集して保存し、更にその規定を作成する。

c) 所定の実施報告書を作成し、部門、地方及び国家の各レベルのモニタリング、並びに評価システムを経由して情報を提供し共有する。

d) 認可された海外 NGO 援助プログラム、プロジェクト文書の内容に従って、初期、中間及び最終の評価報告書の作成を行うか、又はそのコンサルタントを採用する。窓口機関としてドナー又は権限のある管理機関と協力してプログラム、プロジェクトの評価を行う。

2. 海外 NGO 援助オーナーは、海外 NGO 援助プログラム、プロジェクト実施のモニタリング、評価、又はノン・プロジェクト援助の使用に関してプログラム、プロジェクト管理委員会、ノン・プロジェクト援助受益機関に指示、督促、支援する責任を負う。自ら処理できない問題が発生した場合に、海外 NGO 援助オーナーは、資格授与機関にその解決を適宜求めなければならない。関連機関は、15 営業日以内にプログラム、プロジェクト管理委員会、海外 NGO 援助オーナー又はノン・プロジェクト援助受領者の提言を検討、処理し、それに対応する責任を負う。上記の期間内に処理できない場合、プログラム、プロジェクト管理委員会及び海外 NGO 援助オーナーに通知しなければならない。

3. 管轄機関は、計画を作成し、関連機関と協力して、(必要に応じて) 海外 NGO 援助の影響の評価を行う。又は、そのコンサルタントを採用する。また、関連機関及びドナーと協力して、海外 NGO 援助プログラム及びプロジェクト個別の定期的 (年間) 且つ臨時的な検討会議を実施する。

4. 海外 NGO 援助認可機関は、関連機関及びドナーと協力して海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトのグループ別の定期的 (年間) 且つ臨時的な検討会議並びにノン・プロジェクトの受入れ、使用の検討会議を実施する。権限の範囲内で海外非政府援助金の受入れや実施のモニタリング、評価を行う。

5. 計画投資省は、本規制第六章に規定する機能と任務を踏まえ、海外非政府援助に関する国家管理機関と協力して海外非政府援助委員会の受入れと使用のモニタリング、評価を行う。

6. 国家管理機関の海外非政府援助の管理、モニタリング、評価に掛かる経費は、本規制第六章に規定する海外非政府援助の管理、モニタリング、評価の機能及び任務に応じて国家予算から調達する。

第 27 条 : 海外 NGO 援助の実施、管理の報告書

1. プログラム、プロジェクト管理委員会は、以下の責任を負う。

海外 NGO 援助認可機関が規定した具体的な制度に従って定期報告書を作成し、プログラム、プロジェクト団体、管轄機関、海外 NGO 援助認可機関に送付する。

2. 海外 NGO 援助オーナーは、以下の責任を負う。

a) 中間報告書及び年次報告書を作成し、管轄機関に対して海外非政府援助認可機関に中間報告書を 7 月 15 日までに、年次報告書を翌年 1 月 20 日までに送付する。同時に、計画投資省、財政省、海外 NGO 作業委員会にも送付する。

b) 終了報告書を作成し、管轄機関、海外 NGO 援助認可機関、計画投資省、財政省及び海外 NGO 委員会に海外 NGO 援助金実施の終了日から 6 ヶ月以内に送付する。

c) ドナーへの報告書はドナーとの合意書に従うものとする。

3. 管轄機関は、所管範囲内の海外非政府援助金の調達結果と実施状況について上半期及び年間の報告書を作成し、それぞれ報告年度の 7 月 30 日、翌年度の 1 月 31 日までに計画投資省、財政省、海外 NGO 委員会に送付する責任を負う。

4. 海外 NGO 援助認可機関は、当該認可権に属す援助の認可、管理の結果について上半期及び年間の報告書を作成し、それぞれ報告年度の 7 月 30 日、翌年度の 1 月 31 日までに計画投資省に送付すると同時に、財政省、海外 NGO 委員会にも送付する責任を負う。

5. 計画投資省は、全国の海外 NGO 援助金の認可及び実施の状況に関する年間報告書を首相に提示する責任を負う。

6. 計画投資省は、関連機関と協力して海外 NGO 援助金に関する統一的な報告書の様式を指示する。

7. 統計総局は、主宰機関として関連機関と協力して海外 NGO 援助の受入れと使用の状況に関する定期的な統計指標を作成してまとめ、社会・経済発展状況に関する国家統計データベースに反映する。

第 28 条：海外 NGO 援助の受入れ、管理及び使用の検査、監査及びモニタリング

海外非政府援助の受入れ、管理及び使用の検査、監査及びモニタリングは、現行の規定に従うものとする。

第六章

海外非政府援助に関する国家管理

第 29 条：海外 NGO 援助に関する国家管理の内容

政府は、以下の海外 NGO 援助の国家管理を統一的に行う。

1. 各段階の海外 NGO 援助の動員及び使用の優先方針の決定。
2. 海外 NGO 援助の管理と使用に関する法律文書の公布。
3. 海外 NGO 援助の管理と使用のマクロ的な統括。
4. 海外 NGO の管理と使用の検査、モニタリング、評価。

第 30 条：計画投資省の任務及び権限

計画投資省は、海外 NGO 援助を管理する窓口機関であり、本規制第一章、第二章、第三章、第四章及び第五章に規定する任務及び権限の他に、以下の任務及び権限を持つ。

1. 関連機関の意見を収集し、検討・認可に関する本規制第 15 条第 1 項 a) に規定する海外非政府援助金を評価し、本規制第 22 条第 1 項 a) 及び第 2 項 a) に規定するプログラム、プロジェクトの補足、修正を首相に提示する。
2. 主宰機関として海外 NGO 援助の使用と管理に関する法律文書を作成し、それを公布するように提示するか、又は権限の範囲内でそれを公布する。
3. 主宰機関として財政省と協力して、国家予算法の規定に従って年間国家予算の中から国内対応資金（活動予算）をドナーとコミットメントした海外 NGO 援助金を実施する国家予算示達対象所属の機関に割り当てる。
4. 本規制第 15 条第 1 項 b) 第二段落に規定する資格授与機関が認可に基づいて、ベトナムの各段階の使用の需要及び条件に整合した当該省庁、部門の管理対象に属す単純構造の中古品の種類、設備機種（新規使用価値の 80% 以上が残るもの）の具体的なリストを作成し、首相に提示するように各省庁、政府直轄機関に定期的に督促する。
5. ベトナム友好協会連合及び関連機関と協力して、海外 NGO 援助金調達に基づいてプログラム、プロジェクトの提案の作成のガイドラインを各省庁、部門、地方に提供する。
6. 海外 NGO 援助認可機関の海外 NGO 援助の管理と使用に関する海外 NGO 援助認可決定書及び各規制を検査する。

7. 主宰機関として海外 NGO 援助に関する国家管理機関及び関連機関と協力して海外 NGO 援助の受入れ、管理及び実施の状況のモニタリング、検査を行う。海外 NGO 援助の効果の集計、分析及びその評価を行う。そして、権限範囲内の諸問題を処理し、権限範囲外の諸問題の決定については首相に提言する。

8. 海外 NGO 援助の受入れと使用の準備、審査、実施管理、モニタリング及び評価に関する業務指導資料を編成し、普及する。専門性及び持続可能性のあるプログラム、プロジェクト管理の研修を支援する。

第 31 条：財政省の任務及び権限

財政省は、海外 NGO 援助に対する財務に関する国家管理に責任を負う機関であり、本規制第一章、第二章、第三章、第四章及び第五章に規定する任務及び権限の他に、以下の任務及び権限を持つ。

1. 主宰機関として関連機関と協力し、権限の範囲内で海外非政府援助に対する財務管理制度を構築する。

2. 計画投資省と協力して国家予算法の規定に従って、ドナーとすでにコミットメントした海外非政府援助を受入れ、実施するための国内対応資金（活動予算）を国家予算示達対象の各機関に対して年間国家予算計画の中から配分する。

3. 所定期間内に海外非政府援助の財務精算をまとめる。

4. 海外 NGO 援助認可機関や管轄機関の海外 NGO 援助の使用に対する財務管理規定を検査する責任を負う。

5. 首相の認可権に属す海外 NGO 援助の審査及びコメントを行う。

6. 計画投資省、海外 NGO 委員会及び関連機関と協力して、海外 NGO 援助の受入れ及び管理、並びに実施のモニタリング、検査及び実施を組織する。

第 32 条：外務省の任務及び権限

1. 関連機関と協力して海外 NGO 援助を調達、誘致する。

2. 主宰機関として関連機関と協力して緊急援助を呼び掛ける。

第 33 条：公安省の任務及び権限

1. 国家安全保障及び社会安全秩序維持に関するベトナムの法律規定に従って、海外

NGO 援助を受入れと使用についてベトナムの各機関、組織に指示し、サポートする。

2. 首相に提示する前に、安全保障の側面で本規制第 15 条第 1 項 a) 第一段落の内容に関する海外 NGO 援助金に対し、計画投資省と共同で審査しコメントする。省レベル人民委員会の認可権に属す海外 NGO 援助金の審査について省レベル公安局に指示する。

3. 海外 NGO 援助の受入れと使用のモニタリングに参加する。特に、海外 NGO 援助の受入れと使用の安全保障、並びに政治及び社会安全秩序への影響を重視する。

4. 海外 NGO 援助の受入れと使用に関する法律に違反する行為を発見した場合、権限の範囲内で任務を実施する。

第 34 条：内務省の任務及び権限

海外 NGO 援助金の受入れと使用を行う過程で、国家の宗教方針、政策の実施、執行をベトナムの各機関、組織に指示する。

第 35 条：司法省の任務及び権限

首相の認可権に属す海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトの法的な内容を評価する。

第 36 条：政府官房の任務及び権限

1. 本規制の実施を検査、督促することを首相に進言する。

2. 首相に提示する前に、首相の認可権に属す海外 NGO 援助の政策の審査に参加し、提言する。

第 37 条：海外 NGO 委員会の任務及び権限

1. 首相の認可権に属す海外 NGO 援助金の審査に参加し、コメントする（主としてドナーの事業分野について情報を提供してコメントする）。

2. 海外 NGO 援助の実施のモニタリングに参加する。特に海外 NGO 援助の実施における海外 NGO との協力を重視する。

3. 現行規定に従って海外 NGO 援助の動員や審査に基づいて、海外 NGO の事業やその許可証の発行、更新、改正、補足に関する情報を定期的且つ十分に提供する。

第 38 条：ベトナム友好協会連合（UVFO :Union of Vietnam Friendship Organizations）の任務及び権限

ベトナム友好協会連合は、海外 NGO 援助の動員や関係の構築に関し窓口となる機関であり、以下の任務及び権限を持つ。

1. 主宰機関として関連機関と協力し国家レベルで海外 NGO 援助の動員活動を組織する。
2. 主宰機関として計画投資省及び関連機関と協力して、海外 NGO 援助動員について各受領者に指示する。
3. 計画投資省が集計して首相に報告するために、海外 NGO 援助動員に関する年次報告書を作成して計画投資省に提供する。
4. 外務省と協力して緊急援助動員の方針について首相に提言する。

第 39 条：ベトナム祖国戦線中央委員会の任務及び権限

受益者を特定しない緊急援助金の認可を行い、その受入れと配分を行う。その後首相に実施結果を報告する。

第 40 条：海外 NGO 援助認可機関の任務及び権限

本規制第一章、第二章、第三章、第四章及び第五章に規定する任務、権限の他、海外 NGO 援助認可機関は、以下の任務及び権限を持つ。

1. 省・中央直轄市人民委員会は、海外 NGO 援助の管理及び使用に関する窓口の役割を計画投資局に委任し、当該地方で海外 NGO 援助の調達及び関係構築の窓口として適切な直轄機関を決定する。

他の海外 NGO 援助認可機関は、関係性を構築し、実際の事情に合うように海外 NGO 援助を管理、使用するための窓口機関として、機関の開発リソースの使用や調整の管理について任務と能力を持つ直轄機関に委任する。

本規制を公布する政令の発効日から 30 日以内に本章で規定する海外 NGO 援助国家管理機関に、本条第 1 項に規定する窓口機関の指定に関する通知書を送付しなければならない。

2. 各省庁、省庁相当機関、政府直轄機関は、以下の任務を持つ。

a) 政府により委託された当該所管の専門分野で海外 NGO 援助の審査、認可の過程でコメントする。

b) 政府により委託された専門分野所属の単純構造のある中古品の種類、設備機種（新規使用価値の 80%以上が残るもの）のリストを定期的に作成し、首相に提示する。最初のリストは、本規制を公布する政令の発効日から 30 日以内に作成し、首相に提示しなければならない。

3. 本規制第 15 条第 1 項 b)及び c)に規定する海外 NGO 援助認可機関の最高責任者は、

本規制第 22 条に規定する権限内のプログラム、プロジェクトの調整、補足を認可し、自己の認可決定に関する法律的な責任並びに国内対応資金（活動予算）の認可、配置及びその援助金の実施管理に関する責任を負う。

4. 各現行規定、ドナーとのコミットメントを遵守した海外 NGO 援助の受入れ、管理及び使用に当たり、直轄の各機関に指導、指示、検査する。

5. 最高責任者により認可された海外 NGO 援助の受入れ及び実施の監督、評価を行う。海外 NGO 援助の受入れと使用を実施する過程で発生する支障、問題点及び違反を適宜発見し、そして権限の範囲内で処分するか、あるいは本章に規定する当該の海外 NGO 援助に関する国家管理機関に通知し、処分を求める。

6. 各規制に従って海外 NGO 援助の実施の質と効率について政府に対して責任を負う。

7. 本規制第 27 条に規定する報告制度を遵守する。

第 41 条：管轄機関の任務及び権限

本規制第一章、第二章、第三章、第四章及び第五章に規定する任務及び権限の他に、管轄機関は、以下の任務及び権限を持つ。

1. 機能機関と協力してドナーと接触して連絡し、当該機関の年間又は各段階の計画の優先分野、方針及び国家の一般的な対外政策を踏まえ、援助を動員して実用化するよう直轄機関に指導する。

2. 各現行規定、ドナーとのコミットメントを遵守した海外 NGO 援助の受入れ、管理及び使用に当たり、直轄の各機関に指導、指示、検査する。

3. 最高責任者により認可された海外 NGO 援助の受入れ及び実施の監督、評価を行う。海外 NGO 援助の受入れと使用を展開する過程で発生する支障、問題点及び違反を適時に発見し、そして権限の範囲内で処分するか、又は本章に規定する当該の海外 NGO 援助に関する国家管理機関に通知し処分を求める。

4. 資格授与機関により認可されたプログラム、プロジェクト文書の各規定に整合した海外 NGO 援助プログラム、プロジェクトを実施するための準備資金や国内対応資金（活動予算）を十分に配置する。

5. 各規制に従って海外 NGO 援助プログラム、プロジェクト実施の質と効率、進捗について政府に対して責任を負う。

6. 本規程第 27 条に規定する報告制度を遵守する。

第七章 懸賞及び違反処分

第 42 条：懸賞

本規制を実施することで優秀な成績を収めた組織、個人に対して、懸賞に関する規定に従って表彰し、賞を与える。

第 43 条：違反処分

1. 海外 NGO 援助の受入れ認可決定又は海外 NGO 援助認可機関の海外 NGO 援助の管理や使用に関する各規定が、本規制及び上級の国家管理機関の各文書に反した場合に、計画投資省は、法律規定に従って認可決定及び、その規定の執行中止あるいは廃止を行うよう資格授与機関に提案する権限がある。

2. 海外 NGO 援助認可機関、管轄機関の海外 NGO 援助の使用に対する財務管理に関する各規定が本規制及び上級の国家管理機関の各文書に反した場合、財政省は、法律規定に従って認可決定及びその規定の執行中止又は廃止を行うよう資格授与機関に提案する権限がある。

3. 報告制度違反処分

a) 報告制度に違反した場合、計画投資省は、以下の処分形態を適用する。

- ・ 臨時的な報告制度違反の場合：計画投資省は、違反の要因の説明及び回復措置実施のコミットメントを求める文書を報告制度違反機関に送付する。

- ・ 系統的、長期的な報告制度違反の場合：計画投資省は、それらの状況を首相に報告し、適切な処分を提案する。更に報告制度の実施状況が改善されるまで、当該機関により提案された海外 NGO 援助を認可しないよう首相に提言することもある。

b) 海外 NGO 援助認可機関は、海外 NGO 援助オーナー及び援助認可機関最高責任者により設立されたプロジェクト管理委員会の報告制度規定の遵守性を徹底するのに適切な違反処分形態を規定する。

4. すべての海外 NGO 援助は、本規制及び関連の法律文書の各規定に違反した場合に、不適正と扱いされ、中止しなければならない。法律規定に従った処分を検討、決定する。又はベトナムの機関にそれを委ねる資格授与機関に報告しなければならない。

5. 海外 NGO 援助認可機関、管轄機関の役員及び海外 NGO 援助オーナーは、上記の違

反に対し法律的な責任を負う。

6. 本規制の各規定の違反行為を行った個人、組織は、違反の性質、程度によって規律処分、行政処罰を受けるか、又は刑事的な責任を追及される。損害を与えた場合、法律規定に従って補償しなければならない。

政府の代表

首相

署名済み

グエン・タン・ズン